

公明代表、共産党攻撃を正当化

公明党的「日中那津男代素が『中央公論』1月号で、先の総選舉中に「共産党は『天皇制は憲法違反、廢止すべき也』と主張してゐる」などと、マガジンに載つた」として「正當化」をはかつてしまつてゐる部分です。

す三田は一徳(井
魔鏡)の語る『人間の平
見当違いの批判

「新の医師」は憲法第1条の「國の主の母」「國

山口氏敏の著の「」の「法の下の平等」、「国民民主権」は第一条そのもので、天皇制がそれらと両立しないということは、すなわち憲法違反の存在なのだ、と解するしかないでしょう」と述べています。

人の個人が世襲で「国民統合」の象徴となるといふ現制度は、民主主義および人間の平等の原則と両立するものではない」という部分をどうえ、これは憲法14条の法の下の

三〇氏が言及している日本共産黨の綱領の規定は「一人の個人が世襲で『國政統治』の象徴となる現制度は、民主なら」と書いてあります。

“國民主権は天皇制と両立しない”
綱領のどこにも存在せず

しがくせもともと法

卷之三

勝手な創作・捏造

しかし、そもそも憲法
14条は、「國民」の「法の
下の平等」を保障したも
のであって、天皇は象徴

また三口出せ、共産黨

は、あくまでも国民党の権力をより徹底させるために、意味で使っており、天皇の御璽が国民党の権力と「同じなら」（これを主張してこの権力を確保するものではあるまいか。）

卷之三

卷之三

るを得ない。

しかし右に引用した繩

領の規定をふくめ、天皇

の制度が國民主權と「西

立しなし」として主張す
る、闇黙の立派な存在

しません。

綱領の、天皇の制度に

國語の點字表

此種の種類は、日本に

制の政治体制の実現をは

かねぐれだとの十勝に立

「」と、「規定」がありあり。

す。これはおもに田舎の

たためには」という部分

うあります。(N)

は、必ずや國民生權をより徹底せらるべに、意味で使っておつゝ天皇の威儀が國民生權と「建立しなら」のを主張してこりしを眞味するものである。まことに、